

公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価に係る 特例措置の運用について

このことについて、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、下記のとおり「新労務単価」及び「新技術者単価」に係る特例措置を運用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 特例措置の内容

令和7年3月から適用する「新労務単価」及び「新技術者単価」の決定に伴い、以下の「2 対象」に定める工事及び業務（以下「工事等」という。）の受注者は、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」に基づく契約を「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額等の変更の協議を請求することができます。

2 対象

本市が発注した工事等で、令和7年3月1日以降に契約する工事等のうち、「旧労務単価」又は「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算したもの

3 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額等については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額等＝ $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」、「新技術者単価」及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 変更の協議の請求先

当該契約の発注担当課

5 留意事項

請負代金額等が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負金額の見直しや、技術労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

館山市総務部管財契約課

TEL 0470-22-3296

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等
技術者単価の改定に伴う特例措置に基づく変更協議請求書

令和 年 月 日

館山市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約締結した下記の契約について、令和 7 年
3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の決定
に伴う特例措置に基づき、請負代金額等の変更について協議を請求します。

なお、新労務単価及び新技術者単価に係る請負代金額等の変更が行われた場
合には、技能労働者の賃金の見直し等を行います。また、下請企業についても社
会保険料を含めた適正金額の下請契約を行うことを誓約いたします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	円